

# (付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

二面

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「\_\_\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉑の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

## 1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉑）	①	円
---------------------	---	---

## 2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）	②	△を付けなくて書いてください。円
うち事業所得（営業等）の損失額（一面の3の①）（黒字の時は0）	③	△を付けなくて書いてください。
うち事業所得（農業）の損失額（一面の3の②）（黒字の時は0）	④	△を付けなくて書いてください。
(③+④)	⑤	
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）	⑥	△を付けなくて書いてください。
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）	⑦	△を付けなくて書いてください。
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）	⑧	

事業所得	営業	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤})$	⑨	
	業等	(組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④(収支内訳書（一般用）の②)の金額) + ⑨	⑩	
所得	農	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤})$	⑪	
	業	(組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④(収支内訳書（農業所得用）の②)の金額) + ⑪	⑫	
不動産所得	不動産	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑥}{⑧})$	⑬	
	所得	(組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の④(収支内訳書（不動産所得用）の②)の金額) + ⑬	⑭	
山林所得	山林	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑦}{⑧})$	⑮	
	所得	(組合事業に係る山林所得収支内訳書の④(山林所得収支内訳書（課税事業者用）の②)の金額) + ⑮	⑯	

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④（収支内訳書（一般用））は⑩の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④（収支内訳書（農業所得用））は⑫の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の④（収支内訳書（不動産所得用））は⑭の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の④（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は⑯の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署にお尋ねください。

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

控  
用

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「\_\_\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額(一面の5の⑳)のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額(以下「必要経費不算入損失額」といいます。)を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額(一面の5の⑳)	①	円
---------------------	---	---

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額(一面の3の③)(黒字の時は0)	②	(△を付けないで書いてください。) 円
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)	③	(△を付けないで書いてください。)
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)	④	(△を付けないで書いてください。)
(③+④)	⑤	
不動産所得の損失額(一面の3の④)(黒字の時は0)	⑥	(△を付けないで書いてください。)
山林所得の損失額(一面の3の⑤)(黒字の時は0)	⑦	(△を付けないで書いてください。)
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計(②+⑥+⑦)	⑧	
事業 業 等	事業所得(営業等)に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤})$	⑨
	(組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)の②)の金額) + ⑨	⑩
所 業 得	事業所得(農業)に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤})$	⑪
	(組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の④(収支内訳書(農業所得用)の②)の金額) + ⑪	⑫
不 動 産 所 得	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑥}{⑧})$	⑬
	(組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の④(収支内訳書(不動産所得用)の②)の金額) + ⑬	⑭
山 林 所 得	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑦}{⑧})$	⑮
	(組合事業に係る山林所得収支内訳書の④(山林所得収支内訳書(課税事業者用)の②)の金額) + ⑮	⑯

→ 組合事業に係る青色申告決算書(一般用)(収支内訳書(一般用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)は②)の金額を( )で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)(収支内訳書(農業所得用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の④(収支内訳書(農業所得用)は②)の金額を( )で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)(収支内訳書(不動産所得用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の④(収支内訳書(不動産所得用)は②)の金額を( )で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書(山林所得収支内訳書(課税事業者用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の④(山林所得収支内訳書(課税事業者用)は②)の金額を( )で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

二  
面

○この用紙は

控  
用

です。申告には、必ず

提出用

を使ってください。